

第246回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

平成27年2月20日(金) 14時00分～15時45分

2. 場 所

出島交流会館 11階会議室

3. 出席者

竹本会長、小田副会長、松永委員、福谷委員、松島委員、内田委員、中川委員、安部委員、玉城委員、牧山委員、内橋委員、渡辺委員、山口委員 計13名

4. 議 題

- (1) 「こころ未来高等学校(通信制)」の設置(事業計画)
- (2) 「専門学校公務員ゼミナール佐世保校」の設置(事業計画)
- (3) 「こころ医療福祉専門学校 佐世保校」の目的変更
- (4) 「こころ美健福祉専門学校」の目的変更及び高等課程の廃止
- (5) 「メトロ介護福祉専門学校」の設置(事業計画)
- (6) 「島原家政学校」の廃止
- (7) 「島原経理学校」の廃止
- (8) 新たな幼保連携型認定こども園の設置に伴う幼稚園の廃止(17園)
- (9) 複数の法人が設置する幼保連携型認定こども園における設置主体の単一化に係る学校法人の解散
- (10) 収容定員の増加に係る園則変更(4園)
- (11) 収容定員の減少に係る園則変更(12園)
- (12) 「淵幼稚園」の廃止

5. 会議結果

- (1) 「こころ未来高等学校(通信制)」の設置(事業計画)

〔事業計画の趣旨〕

事業計画者は、現在、他県の広域通信制高等学校の技能教育施設等として、全日制・定時制高等学校に合わなかった生徒や、不登校により中途退学した生徒を受入れ、高校卒業資格の取得に協力している。年々受入れ生徒数が増加する中、保護者等からの教育機関として更なる充実を求める声の高まりに応えるとともに、県内外で、同様の問題を抱える他の生徒、保護者のためにこころ未来高等学校を設立し、人間教育を重視した豊かな教養と品性を兼備した実践力に富んだ人材の育成を目指すものである。

開設の時期：平成28年4月1日

〔審議結果〕事業計画は、適当として承認された。

(2) 「専門学校公務員ゼミナール佐世保校」の設置事業計画

〔事業計画の趣旨〕

当校は、平成2年の開設以来、毎年多数の公務員志望者を受け入れるとともに、多くの優秀な人材を公務員として輩出している。今後とも人材育成と県外流出の防止及び保護者の負担軽減に寄与するために、専修学校の認可申請を行うものである。

開設の時期：平成27年11月1日

〔審議結果〕事業計画は、適当として承認された。

(3) 「こころ医療福祉専門学校 佐世保校」の目的変更

〔申請の趣旨〕

日本語科の教育の質を高め、留学生の学習意欲の喚起や卒業後の進路選択の幅を広げることを目的として新たに文化・教養分野において専門課程として日本語科として設置するものである。

変更の時期：平成27年4月1日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(4) 「こころ美健福祉専門学校」の目的変更及び高等課程の廃止

〔申請の趣旨〕

従来 of 学科に加え、附帯教育事業として実施している日本語科の教育の質を高め、留学生の学習意欲の喚起や卒業後の進路選択の幅を広げることを目的として、新たに文化・教養分野において専門課程の日本語科として設置するとともに、別の諮問案件として審議対象となっているこころ未来高等学校の事業計画の内容と一部重複することから高等課程を廃止するものである。

変更の時期：平成27年4月1日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(5) 「メトロ介護福祉専門学校」の設置(事業計画)

〔事業計画の趣旨〕

県内の高齢化率が高まる中、正しい知識と技術を有する質の高い人材を育成し、また、その数を増やすことで介護職に対する人材不足を打開し、社会のニーズに応えることを目的に、社会福祉分野の専門課程である介護福祉科(総定員80名)の専修学校を設置するものである。

〔審議結果〕継続審議することとなった。

(6) 「島原家政学校」の廃止

〔申請の趣旨〕

平成16年4月1日から休校中であり、今後も生徒確保ができないため、廃止するものである。

廃止の時期：平成27年3月31日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(7) 「島原経理学校」の廃止

〔申請の趣旨〕

昭和59年4月1日から休校中であり、今後も生徒確保ができないため、廃止するものである。

廃止の時期：平成27年3月31日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(8) 新たな幼保連携型認定こども園の設置に伴う幼稚園の廃止(17園)

〔申請の趣旨〕

平成24年8月の認定子ども園法の改正に伴い、これまで、幼稚園及び保育所から構成されていた幼保連携型認定こども園は、教育・保育の提供を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される単一の施設として位置づけられることとなったため、平成27年度に新たに幼保連携型認定こども園を設置する幼稚園17園を、学校教育法に基づく幼稚園としては廃止するものである。なお、廃止を予定している17園は、別途開催された幼保連携型認定こども園審議会において、新たに幼保連携型認定こども園を設置することについての承認があっている。

廃止の時期：平成27年3月31日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(9) 複数の法人が設置する幼保連携型認定こども園における設置主体の単一化に係る学校法人の解散(2法人)

〔申請の趣旨〕

平成24年8月の認定こども園法の改正に伴い、幼保連携型認定こども園が単一の施設として位置づけられ、学校法人が設置する幼稚園及び社会福祉法人が設置する保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園を運営する場合、設置主体の単一化が必要となった。平成27年4月から社会福祉法人を設置主体として幼保連携型認定こども園が運営されることに伴って、幼稚園を運営する2つの学校法人を解散するものである。

解散の時期：平成27年3月31日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(10) 収容定員の増加に係る園則変更(4園)

〔申請の趣旨〕

平成27年度から「子ども・子育て支援法」が施行され、幼稚園、保育所及び認定こども園における共通した財政支援である施設型給付制度が開始されることに伴い、施設型給付費の算定基礎ともなる利用定員を設定することとなるが、利用定員は収容定員の範囲内で設定することとされており、実員に合わせて設定する必要がある。各市町は、新制度の施行に伴い、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づき、地域における保護者のニーズに応じて、必要な利用定員枠を確保していくこととなり、利用定員の設定に伴う収容定員の増加について、市町が子ども・子育て支援事業計画上必要と認める場合には、弾力的に検討する必要があると考えており、県の内規を一部改正して、新制度施行に伴い収容定員の増加をするものである。なお、今回の収容定員の増加に係る園則変更認可を申請する私立幼稚園4園のある佐世保市から、収容定員の増加が必要である旨の意見が提出されている。特に意見なく原案どおり承認された。

変更の時期：平成27年4月1日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(11) 収容定員の減少に係る園則変更(12園)

〔申請の趣旨〕

園児数の減少によって、認可定員と実員との乖離が目立っており、認可定員が形骸化しつつあるため、適正な幼稚園運営という観点から、認可定員と実員との整合を図る必要があること、また、「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、実員に見合った利用定員の設定が必要となっている。利用定員と認可定員は一致することが原則とされているが、県としては、今後の園児数の増減を考慮し、収容定員は利用定員に35名を加えた数を上限として設定することが可能としている。私立幼稚園12園について、近年の園児数の状況及び今後の見込みを踏まえ、収容定員の減少に係る園則変更の認可を申請するものである。

変更の時期：平成27年4月1日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(12) 「淵幼稚園」の廃止

〔申請の趣旨〕

同園は、園児数の減少に伴い、昭和61年4月1日から休園となっていたが、設置者の死亡により、幼稚園として再開することが困難となったことから、幼稚園を廃止するものである。

廃止の時期：平成27年3月31日

〔審議結果〕原案どおり承認された。